

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	就学援助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市教育委員会は、就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

周南市教育委員会

公表日

令和7年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助に関する事務
②事務の概要	周南市小・中学校児童生徒就学援助条例に基づき、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例に基づき、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
③システムの名称	1.就学援助システム 2.中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
要保護・準要保護児童生徒援助関係書	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市教育委員会 教育部 学校教育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市教育委員会 教育部 学校教育課（745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL0834-22-8543）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	周南市教育委員会 教育部 学校教育課（745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL0834-22-8543）
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底し、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

対象者からの申請に基づき特定個人情報を入力するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう申請時に確認していることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第8号 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 (特定個人情報の提供)	番号法第19条第9号 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 (特定個人情報の提供)	事前	
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1.就学援助システム 2.中間サーバー(予定)	1.就学援助システム 2.中間サーバー	事後	
令和5年3月15日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	就学援助情報ファイル	要保護・準要保護児童生徒援助関係書	事後	
令和6年3月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事前	
令和6年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムのよる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第9号 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 (特定個人情報の提供)	番号法第19条第9号 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事前	
令和6年3月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 【いつ時点の計数か】	令和3年1月1日	令和6年1月1日	事前	
令和6年3月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 【いつ時点の計数か】	令和3年1月1日	令和6年1月1日	事前	
令和7年2月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第9号 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	番号法第9条第2項 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事前	
令和7年2月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 【いつ時点の計数か】	令和6年1月1日	令和7年1月1日	事前	
令和7年2月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 【いつ時点の計数か】	令和6年1月1日	令和7年1月1日	事前	
令和7年2月20日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 【不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か】	十分である	提供・移転しない	事前	
令和7年2月20日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムのと接続 【不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か】	十分である	接続しない(提供)	事前	
令和7年2月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 【人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か】	—	十分である	事後	重要な変更にあたらないため (基礎項目評価書の様式変更における項目追加)」
令和7年2月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 【判断の根拠】	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底し、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	重要な変更にあたらないため (基礎項目評価書の様式変更における項目追加)」
令和7年2月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 【最も優先度が高いと考えられる対策】	—	目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	重要な変更にあたらないため (基礎項目評価書の様式変更における項目追加)」
令和7年2月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 【当該対策は十分か[再掲]】	—	十分である	事後	重要な変更にあたらないため (基礎項目評価書の様式変更における項目追加)」
令和7年2月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 【判断の根拠】	—	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要なない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう申請時に確認していることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更にあたらないため (基礎項目評価書の様式変更における項目追加)」